

条	改定前	条	改定後
	【個人情報の取扱いに関する規約】		【個人情報の取扱いに関する規約】
第1条	<p>(個人情報の利用目的、取得の同意)</p> <p>(1) 会員等は、銀行および保証会社が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、銀行および保証会社の定める期間保存することに同意します。また、銀行および保証会社が必要があると認めた場合には、銀行および保証会社が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を銀行のデータベースに登録することがあります。</p> <p>(a) 属性情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、e メールアドレス、SMS(ショートメッセージサービス)、勤務先(お勤め先の内容)、家族構成、家族の属性情報、居住状況、識別番号等の会員等の属性に関する情報)</p> <p>(b) 契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品・役務名、契約額、利用額、金利、返済回数、毎月または毎回の支払額、支払方法、自動振替口座、その他の預金口座等の本契約の内容に関する情報)</p> <p>(c) 取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の現在の状況および履歴に関する情報等の会員等との本取引に関する情報、預金口座に関する情報)</p> <p>(d) 信用判断のための情報(会員等の資産、負債、収入、支出、本契約以外に銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報)</p> <p>(e) 本人確認のための情報(会員等の運転免許証(運転免許証番号を含みます。)、パスポート等(記号番号を含みます。))から、本契約を行う者が本人であることを確認し、本人の居所を確認するために得る情報)</p> <p>(f) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)</p> <p>(g) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等)</p> <p>(h) 本籍地情報(保証会社は、居所を確認するため住民票および戸籍の附票から取得し、利用、登録します。銀行では取得しません。)</p>	第1条	<p>(個人情報の利用目的、取得の同意)</p> <p>(2) 会員等は、銀行および保証会社が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、銀行および保証会社の定める期間保存することに同意します。また、銀行および保証会社が必要があると認めた場合には、銀行および保証会社が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を銀行のデータベースに登録することがあります。</p> <p>(a) 属性情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、e メールアドレス、SMS(ショートメッセージサービス)、勤務先(お勤め先の内容)、家族構成、家族の属性情報、居住状況、<u>お取引ニーズに関する情報</u>、識別番号、<u>会員等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報</u>等の会員等の属性に関する情報)</p> <p>(b) 契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品・役務名、契約額、利用額、金利、返済回数、毎月または毎回の支払額、支払方法、自動振替口座、その他の預金口座等の本契約の内容に関する情報)</p> <p>(c) 取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の現在の状況および履歴に関する情報等の会員等との本取引に関する情報、預金口座に関する情報)</p> <p>(d) 信用判断のための情報(会員等の資産、負債、収入、支出等、<u>銀行が収集している他の商品・サービス等の利用履歴</u>、本契約以外に銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報)</p> <p>(e) 本人確認のための情報(会員等の運転免許証(運転免許証番号を含みます。)、パスポート等(記号番号を含みます。))から、本契約を行う者が本人であることを確認し、本人の居所を確認するために得る情報)</p> <p>(f) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)</p> <p>(g) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等)</p> <p>(h) 本籍地情報(保証会社は、居所を確認するため住民票および戸籍の附票から取得し、利用、登録します。銀行では取得しません。)</p>
	2019年11月28日改定		2020年5月21日改定
	登録 No.10059 <u>19.11</u>		登録 No.10059 <u>20.05</u>

条	改定前	条	改定後
	【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)		【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)
第 9 条	(住所等の変更届出等) (1) 会員は、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、その都度直ちに書面、電話またはインターネット等によるデータ送信等銀行所定の方法をもって、変更内容または開示請求内容を届け出るものとします。 ① 銀行に提出している個人情報(住所等の属性情報および収入等の信用情報を含みますが、これらに限られません。)に変更があったとき、② 上記に掲げるほか銀行から特定の情報の開示請求を受けたとき <u>(2) 前項の届出を怠ったことを理由とする銀行からの会員に対する通知その他送付物の延着または不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に会員に到達したものとみなされるものとします。</u>	第 9 条	(住所等の変更届出等) (1) 会員は、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、その都度直ちに書面、電話またはインターネット等によるデータ送信等銀行所定の方法をもって、変更内容または開示請求内容を届け出るものとします。 ① 銀行に提出している個人情報(住所等の属性情報および収入等の信用情報を含みますが、これらに限られません。)に変更があったとき、② 上記に掲げるほか銀行から特定の情報の開示請求を受けたとき <u>(2) 会員は、前項の事由が生じていない場合であっても、1年に1回を目途に、銀行に提出している個人情報に変更がない旨を届け出るよう努めるものとします。</u> <u>(3) 第1項の届出を怠ったことを理由とする銀行からの会員に対する通知その他送付物の延着または不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に会員に到達したものとみなされるものとします。</u>
第 10 条	(成年後見人等の届出) (1) 会員について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行所定の書面によって銀行に届け出るものとします。この場合、銀行所定の本人確認書類を提出するものとします。 (2) 会員について家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を銀行所定の書面にて銀行に届け出るものとします。この場合、銀行所定の本人確認書類を提出するものとします。 (3) 会員がすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合にも前 2 項と同様に銀行に届け出るものとします。 (4) 前 3 項の届出事項の取消、または変更等が生じた場合にも同様に銀行に届け出るものとします。 (5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、銀行はいかなる責任も負わないものとします。	第 10 条	(成年後見人等の届出) (1) 会員について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行所定の書面によって銀行に届け出るものとします。この場合、銀行所定の本人確認書類を提出するものとします。 <u>また、会員の補助人・保佐人・成年後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、直ちにその成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面にて銀行に届け出ます。この場合にも、銀行は所定の本人確認書類を求めることがあります。</u> (2) 会員について家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を銀行所定の書面にて銀行に届け出るものとします。この場合、銀行所定の本人確認書類を提出するものとします。 (3) 会員がすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合にも前 2 項と同様に銀行に届け出るものとします。 (4) 前 3 項の届出事項の取消、または変更等が生じた場合にも同様に銀行に届け出るものとします。 (5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、銀行はいかなる責任も負わないものとします。
第 11 条	(債権譲渡、契約譲渡) (1) 会員は、銀行が本契約から生じた一切の債権 <u>について、</u> 第三者に対して <u>銀行の裁量で</u> 譲渡または担保に <u>提供</u> すること(証券化のために金融機関、債権回収会社等に対して譲渡または担保に <u>提供</u> することを含みます。) <u>に異議なく同意します。</u> <u>(2) 会員は、銀行が第三者に対して本契約上の地位の譲渡等の手続を必要とする場合(担保目的の場合を含みます。)</u> は、 <u>銀行の裁量で当該手続を行うとともに本契約上の地位が銀行から第三者に移転することに異議なく同意します。</u> <u>(3) 前各項により債権が譲渡等された場合、銀行から会員に対する書面による別段の指示がない限り、銀行は譲渡等された債権に関し、譲受人または受諾者等の代理人になるものとします。この場合、会員は銀行に対して、従来どおり本規約に定める方法によって債務を支払い、銀行は譲受人または受諾者等にこれを交付するものとします。</u>	第 11 条	(債権譲渡、契約譲渡) (1) 会員は、銀行が <u>将来</u> 本契約から生じた一切の債権 <u>を金融機関、債権回収会社その他の</u> 第三者に対して譲渡または担保に供すること(証券化のために金融機関、債権回収会社等に対して譲渡または担保に供することを含みます。)、 <u>また、その際、会員が銀行に対して有し、または有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、相殺の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないことあらかじめ同意します。</u> <u>(2) 前項により債権が譲渡等された場合、銀行から会員に対する書面による別段の指示がない限り、銀行は譲渡等された債権に関し、譲受人または受諾者等の代理人になるものとします。この場合、会員は銀行に対して、従来どおり本規約に定める方法によって債務を支払い、銀行は譲受人または受諾者等にこれを交付するものとします。</u>
第 14 条	(規約の変更) <u>(1) 本取引に適用される各条項または本取引にかかる諸条件を変更する場合、本規約に別段の定めがある場合を除き、変更内容および変更日を銀行のホームページへの表示その他相当の方法で告知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の告知後に会員が本契約に基づく取引をした場合または告知の後 1 ヶ月が経過した場合には、会員がその変更内容を承認したものとみなします。</u>	第 14 条	(規約の変更) <u>法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本規約を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、銀行は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。</u>

条	改定前	条	改定後
第 16 条	<p>(外国 PEPs の申告)</p> <p>(1) 会員は、現在または過去において次の各項に定める外国 PEPs 等(外国政府等において重要な公的地位にある方)に該当するときまたは新たに該当することになったときは、直ちに書面、電話またはインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、銀行に申告するものとします。</p> <p>外国において次のいずれかに該当する職にある方</p> <p>① 外国の元首</p> <p>② 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職</p> <p>③ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職</p> <p>④ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職</p> <p>⑤ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職</p> <p>⑥ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職</p> <p>⑦ 中央銀行の役員</p> <p>⑧ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員</p>	第 16 条	<p>(外国 PEPs の申告)</p> <p>会員は、現在または過去において次の各項に定める外国 PEPs 等(外国政府等において重要な公的地位にある方)に該当するときまたは新たに該当することになったときは、直ちに書面、電話またはインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、銀行に申告するものとします。</p> <p>(1) 外国において次のいずれかに該当する職にある方</p> <p>① 外国の元首</p> <p>② 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職</p> <p>③ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職</p> <p>④ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職</p> <p>⑤ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職</p> <p>⑥ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職</p> <p>⑦ 中央銀行の役員</p> <p>⑧ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員</p>
	2019 年 6 月 27 日改定		2020 年 5 月 21 日改定
	登録 No.10060 19.06		登録 No.10060 20.05

条	改定前	条	改定後
	【保証委託契約約款】		【保証委託契約約款】
第7条	<p>(報告等)</p> <p>(1) 委託者の氏名、職業、住所、居所、電話番号等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面によって通知し、乙の指示に従います。</p> <p>(2) 前項の届出を怠った事を理由とする乙からの委託者に対する通知その他送付物の延着<del>は</del>は不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に委託者に到達したものとみなされるものとします。</p> <p>(3) 委託者の財産、収入、信用等の事項について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、乙の指示に従います。</p> <p>(4) 委託者は、財産状況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙へ報告し、その指示に従います。</p>	第7条	<p>(報告等)</p> <p>(1) 委託者の氏名、職業、住所、居所、電話番号等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面によって通知し、乙の指示に従います。</p> <p>(2) 前項の届出を怠った事を理由とする乙からの委託者に対する通知その他送付物の延着<del>は</del>または不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に委託者に到達したものとみなされるものとします。</p> <p>(3) 委託者の財産、収入、信用等の事項について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、乙の指示に従います。</p> <p>(4) 委託者は、財産状況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙へ報告し、その指示に従います。</p>
第9条	<p>(費用の負担)</p> <p>(1) 乙が第4条第1項の代位弁済によって取得した権利の保全もしくは行使<del>は</del>は担保の保全、行使、もしくは処分に要した費用および本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、委託者は、乙の請求により直ちにこれらを支払います。</p> <p>(2) 委託者は、乙所定の場合には、法令の定める範囲内で以下の費用<del>は</del>は手数料を負担するものとします。</p> <p>① カードの再発行の手数料</p> <p>② 委託者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により委託者に提供された事項の再提供の手数料</p> <p>③ 債務の弁済の費用のうち、</p> <p>a.公租公課の支払に充てられるべきもの</p> <p>b.強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの</p> <p>c.ATM 及び CD 手数料</p>	第9条	<p>(費用の負担)</p> <p>(1) 乙が第4条第1項の代位弁済によって取得した権利の保全もしくは行使<del>は</del>または担保の保全、行使、もしくは処分に要した費用および本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、委託者は、乙の請求により直ちにこれらを支払います。</p> <p>(2) 委託者は、乙所定の場合には、法令の定める範囲内で以下の費用<del>は</del>または手数料を負担するものとします。</p> <p>① カードの再発行の手数料</p> <p>② 委託者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により委託者に提供された事項の再提供の手数料</p> <p>③ 債務の弁済の費用のうち、</p> <p>a.公租公課の支払に充てられるべきもの</p> <p>b.強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの</p> <p>c.ATM 及び CD 手数料</p>
第12条	<p>(求償権の譲渡、委託等)</p> <p>委託者は、乙の都合により求償権を第三者に譲渡することについて何らの異議を述べません。また、委託者は、乙が求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、何らの異議を述べません。</p>	第12条	<p>(求償権の譲渡、委託等)</p> <p>委託者は、乙が将来本契約から生じた一切の求償権を金融機関、債権回収会社その他の第三者に対して譲渡または担保に供すること(証券化のために金融機関、債権回収会社等に対して譲渡または担保に供することを含みます。)、また、その際、委託者が乙に対して有し、または有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、相殺の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないことあらかじめ同意します。</p> <p>また、委託者は、乙が求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、あらかじめ同意します。</p>
第14条	<p>(約款の変更)</p> <p>(1) 本契約の内容を変更する場合には、乙は、委託者に通知または乙が相当と認める方法により公表します。</p> <p>(2) 前項の通知または公表後に委託者が原契約もしくは本契約に基づく取引をした場合または公表等の後 1 ヶ月が経過した場合には、本契約の内容について変更の効力が生じるものとします。</p>	第14条	<p>(約款の変更)</p> <p>法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本約款を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、乙は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。</p>



条	改定前	条	改定後
第 15 条	<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>(1)委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下併せて「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2)委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用をき損し、または乙の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3)委託者が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項における表明<del>は</del>は確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切である場合には、乙は、委託者に対する通知により、委託者とのすべての契約をただちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、委託者は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、委託者が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本規約の関連条項(ただし、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。</p> <p>(4)本規約第7条第1項の届出の遅滞、住所地における不在など委託者の責めに帰すべき事由により、前項の通知が延着または到着しなかった場合には、その通知が通常到達すべき時に委託者とのすべての契約が解除されるものとします。</p> <p>(5)本条第3項および第4項により委託者とのすべての契約を解除した場合、乙は、委託者に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、乙に損害が生じたときは、委託者がその責任を負うものとします。</p>	第 15 条	<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>(1)委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下併せて「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2)委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用をき損し、または乙の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3)委託者が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項における表明<del>は</del>または確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切である場合には、乙は、委託者に対する通知により、委託者とのすべての契約をただちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、委託者は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、委託者が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本約款の関連条項(ただし、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。</p> <p>(4)本約款第7条第1項の届出の遅滞、住所地における不在など委託者の責めに帰すべき事由により、前項の通知が延着または到着しなかった場合には、その通知が通常到達すべき時に委託者とのすべての契約が解除されるものとします。</p> <p>(5)本条第3項および第4項により委託者とのすべての契約を解除した場合、乙は、委託者に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、乙に損害が生じたときは、委託者がその責任を負うものとします。</p>
第 16 条	<p>(準拠法)</p> <p>本規約および本契約に基づく委託者と乙との保証委託に係る契約その他の契約に関する準拠法は日本法が適用されるものとします。</p>	第 16 条	<p>(準拠法)</p> <p>本約款および本契約に基づく委託者と乙との保証委託に係る契約その他の契約に関する準拠法は日本法が適用されるものとします。</p>
	2019年11月28日改定		2020年5月21日改定
	登録 No.10061 19.11		登録 No.10061 20.05